

謹賀新年

明けましておめでとうございます。

旧年中は格別なお引き立てを賜り誠にありがとうございました。本年も引き続き宜しくお願い申し上げます。

皆様、2014年の幕開けはいかがでしたか？

昨年は2020年のオリンピック東京開催が決まり、ゴルフ界では史上初のルーキーイヤー賞金王が誕生し、野球界では開幕24連勝というギネス記録も誕生しました。一方、今年4月には消費税増税が実施され、また来年の贈与税改正にも準備が必要になるなど、景気の波は依然予断を許さない年となりそうです。気を引き締めて行きたいと思います。

税理士法人アークネット
代表社員 野呂伸一郎

2014.1.10—新春号（第12号）—
税理士法人アークネット
静岡市葵区紺屋町11-13



昨年11月頃に撮影した富士。
時速200Kmで移動中の新幹線からの撮影で
すがスマホってすごいですね！
ブレてない!!!

What's New

【平成26年度税制改正大綱決定】

自民、公明党は平成26年度、税制改正大綱を発表しました。復興特別法人税の前倒し廃止は盛り込んだものの、法人実効税率引き下げについては、「引き続き検討する」との表現にとどまっています。主な内容はつぎのとおりです。

➤ 復興特別法人税 ☺☺

元々2年間の時限立法だったものを、1年前倒しして、平成26年3月末で廃止。

➤ 法人税 ☺☺

大企業の交際費等の額のうち、飲食のために支出する費用の額（社内接待費は除く）の50%を損金。（従来は全額損金不算入）

中小企業については、800万円（損金算入限度額）と50%との選択適用。

➤ 消費税

中小の金融保険業・不動産業の「みなし仕入れ率」の引き上げ。

➤ 所得税

給与所得控除について、年収12百万円超の会社員はH28年分から、10百万円超はH29年分から縮小。

➤ 自動車取得税 ☺☺

消費税率8%段階で軽減、10%段階で廃止

➤ 軽自動車税

H27年4月以降購入した新車（自家用）の場合7,200円から18,000円へ

Tax Information

I. 交際費の非課税枠拡大大企業にも

政府・自民党が財政再建に向けた取り組みの一環として、大企業が使う交際費の一部を非課税とする優遇策を実施し、企業の税負担を抑制しながら景気刺激と財源確保の両立を目指し、平成 26 年度税制改正大綱に盛り込みました。

発表した内容は、大企業の交際費等の額のうち、飲食のために支出する費用（法人の役員、従業員等に対する接待等のために支出する費用、いわゆる社内接待費は含まない）の額の 50%を損金の額に算入するというものです。

飲食業界の主要収入源のひとつである企業接待が減少しないよう、大企業に取引先の接待や懇談などで使う交際費を一定の範囲内で損金として認め、非課税とする方針で、優遇策を大企業に広げることで、飲食の需要を喚起する狙いがあるようです。

中小企業ではすでに景気対策として年 800 万円までの交際費が非課税となっていますが、今回の税制改正大綱では、大企業に適用される「交際費等の額のうち、飲食のために支出する費用の額（社内接待費は除く）の 50%を損金」と現行法の 800 万円非課税との選択適用に拡充されます。従って、年間 1,600 万円超の飲食交際費を支出する法人は選択適用で有利となります。

現行の交際費課税（一部抜粋）

交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為（以下「接待等」といいます。）のために支出する費用をいいます。

ただし、次に掲げる費用は交際費等から除かれます。

- 1 専ら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用
- 2 飲食その他これに類する行為（以下「飲食等」といいます。）のために要する費用（専らその法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除きます。）

であって、その支出する金額を飲食等に参加した者の数で割って計算した金額が 5,000 円以下である費用

なお、この規定は一定の事項を記載した書類を保存している場合に限り適用されます。

また、資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下の法人に係る交際費課税について、平成 25 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から、定額控除限度額が年 600 万円から年 800 万円に引き上げられるとともに、定額控除額に達するまでの金額の損金不算入額が 0 とされました（ただし、平成 25 年 3 月 31 日までに開始する事業年度については、定額控除限度額に達するまでの金額について 10%は損金の額に算入されません）。

なお、平成 22 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度からは、法人税法第 66 条第 6 項第 2 号（平成 23 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度（平成 23 年 6 月 30 日前に終了する事業年度を除きます。）にあつては、法人税法第 66 条第 6 項第 2 号又は第 3 号）に規定する法人（資本金の額又は出資金の額が 5 億円以上の法人の 100%子法人等）は、定額控除の適用対象から除かれます。

II. ゴルフ会員権等の譲渡損の所得控除不可！？

政府・与党は、ゴルフ会員権やリゾート会員権の売却で生じた損失を、所得控除の対象としない方針で平成 26 年度の税制改正大綱に盛り込みました。早ければ平成 26 年度からの実施を目指す模様です。

ゴルフ会員権等は、生活に必要なとされる資産に位置づけられ売却で損失が出ると、その年の所得から差し引いて所得税を計算することが認められています。

一方、別荘や古美術品、貴金属の売却損は通常的生活に必要なとされており対象となっていません。

財務省は以前からゴルフ会員権やリゾート会員権も生活に必要な贅沢品だとして、対象から外すよう要望してきた経緯があります。

ただ、この損益通算に関しては平成 17 年度から継続して論議されてきましたが、その都度業界団体などの反発もあって平成 25 年まで見送られてきました。今回の大綱ではいよいよ「平成 26 年 4 月 1 日以後におこなう資産の譲渡について適用する」ことが明記されました。

実録：税務調査の実態

今回から『税務調査の実態』と題して数回にわたり税務調査の受け方を解説します。

税務署の調査を拒否できるか？

税務調査は通常税務署の調査担当官から税理士あてに電話がかかってくる。

「〇〇株式会社さん、関与されてますよね？今月〇〇日から2、3日程度の期間で法人税の調査に伺いたいのですが、社長さんのご都合を聞いていただけますか？」すぐさま社長や経理担当者に電話して日程を確定するのですが、税務署の希望する日程と会社、会計事務所がぴったり一致することは稀です。そこで調整となるのですが、おおむね1ヶ月以内であればこちら（会社サイド）の希望を聞いてくれます。重要なのはこの期間でどれだけ準備できるかにかかっています。延期は出来ても拒否はできません。

ここで面白い事件がありました。

調査に行きますよ！という税務署の話を受けて、日程を調整し、いざ、調査が始まった時に、対象となる会社が本店所在地を移転した後で、他の管轄に移転していたのです。調査官が会社に来て話を始めて間もなく、本店所在地が異動していることが判明。その時点で調査権限がなく敢え無く調査終了となりました。もちろん、インテンショナルにそれをやったらお咎めもあるでしょうが、その時はセーフ！

結局、それから2、3年して移転先の所轄で調査を受けましたが、1回くらいは使える裏ワザかもしれません。

調査までの準備期間何をする？

税務調査は通知があった時は時すでに遅し、とも言われます。調査官は対象となる会社のデータを各方面から集めているのです。特に飲食業などは混んでもいないのにカウンターレジのすぐ横に居座り、カレーライスとコーヒーで2時間も粘るなどということがあつたようです。何をしているのかというと、彼の手帳には次のようなメモが残されます。

12月12日
11:20 店内3組 6人
11:30 2名出 2,400円
11:50 2名入
11:56 1名出 1,000円
12:05 3名入
12:10 2名、2名 12名（満）
12:35 3名出 4,400円
12:45 1名出 1,850円

という具合にその当日の入店状況をメモしているのです。

現金商売ですから、その日の伝票を見せてねということで人数、金額を照合していきます。合っていなかったら大変なことになります。

（続く）

法人化のメリット・デメリット（Q&A）

個人事業を営んでいるMさんからの質問です。

Question

現在、私は美容師として個人営業をしています。美容室（箱）を持っている会社とレンタル契約をして、場所とスタッフを借りて営業している状況です。今回、その会社からビルオーナーと直接契約をして、自分で会社経営をしたらどうかという提案を頂きました。そこで、会社を設立して現在の個人事業を法人に切り替えたいと思いますが、メリット・デメリットを教えてください。

Answer

個人事業を法人に切り替えることを『法人成り』といいますが、実務的には新設法人と異なることはありません。法人は一般的に株主からお金「資本金」を拠出してもらい株主から依頼を受けた経営者がその経営に当たります。法人成りでは株主＝経営者となるので会社法上の難しい問題はほとんど回避できていると言つていいでしょう。

法人と個人事業の大きな違いは税金であると言えます。法人所得と個人所得の税金の差を見ると、資本金にもよりますが、法人では年800万円までの所得に対し法人税15%、住民税は法人税の17.5%、事業税は所得400万円までが2.7%（2.95%）400万円から800万円までが4%（4.365%）となつており、個人所得では195万円までが5%、330万円までが10%、695万円までが20%、900万円までが23%、1800万円までが33%、1800万円超が40%となっています。住民税は所得金額の10%です。

仮に現在の所得が800万円であったとします。生活費は480万円、残りの320万円は生命保険等に30万円とすると個人所得税と住民税で約180万円になりますから、貯蓄できるのは100万円程度。

一方、会社の利益が800万円、そのうち生活費として必要な480万円だけを給料（役員報酬）として取つた場合には会社の所得は320万円となり、その税金は約66万円。給料に対する所得税・住民税は45万円となり、会社の税金と併せて113万円となります。これだけでも70万円程度の節税ができます。会社の所得が役員報酬控除前で1200万円程度となればその差はもっと大きくなります。

ただし、利益は決算が近くなる、あるいは決算を占めてからわかるもの。期中途での役員報酬の増減は利益調整とみられ、法人税法上では認められません。

法人化のデメリットは、大きな声では言えませんが、税務署の調査が若干厳しくなりますね。

バックナンバーのご案内

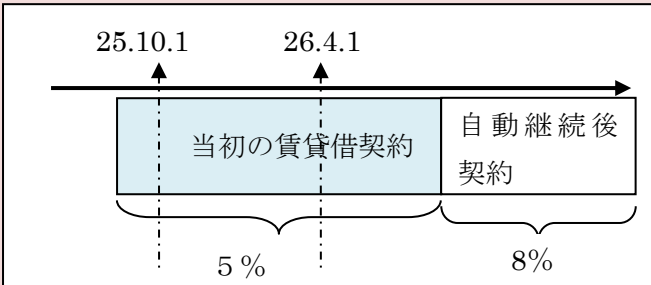
アークネット通信のバックナンバーは税理士法人アークネットのHPでご覧になれます。

<http://www.arknet.info>

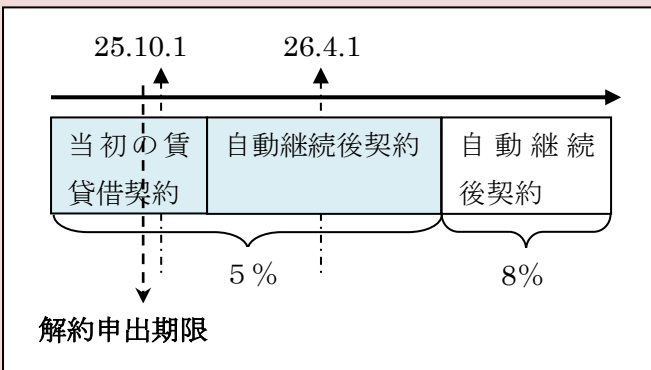
【消費税率等の経過措置】

※自動継続条項のある賃貸借契約※

指定日の前日（H25.9.30）までに締結した賃貸借契約に基づき施行日（H26.4.1）前から引き続き賃貸借を継続している場合において、当該契約の内容が一定の要件に該当するときは、経過措置の規定によりH26.4.1以後も旧税率（5%）が適用されます。



自動継続条項のある賃貸借契約で、例えば「解約する〇月前までに申し出ること」とされている場合、解約申出期限を経過したときに当事者間の合意、（新たな契約の締結）があったものと考えますので、25.9.30までに解約申出期限が経過して自動継続された契約についても経過措置が適用されます。



〜ぼやき〜

正月早々ぼやいていると、ほんとにネクラなんだなと思われるのも癪なので、今回は新年にあやかって明るい話題を提供しようと思います。

昨年是一年を締めくくる「今年の漢字」として『輪』が選ばれましたね。「今年の漢字」は日本漢字能力検定協会が募集し、清水寺で揮毫（キゴウ）されたということですが、難しい漢字ですね。『輪』ではなく『揮毫』の方です。

来年の幸せを願うという意味で「今年の漢字」を清水寺奥の院に奉納するのですが、一昨年の「今年の漢字」は『金』でした。2013年『金』にまつわるいい話はあったかな〜と考えると、真っ先に出てくるのは猪瀬都知事の5000万円借入金の事件ですかね？ 商売柄、お金まわりの仕事が多くいろいろな方から相談を受けましたが、あまりいい話はなかったようです。年末ジャンボも当たりませんでした。

あ、いけない。ぼやきになってきました（笑）

今年『輪』をもって皆様と楽しい一年にしていきたいと思います。お酒の好きな方、一緒に飲みましょう！ゴルフの好きな方、ぜひ一緒にラウンドしましょう！

ん？日本漢字能力検定協会…なんか事件があったな、この協会。やっぱり『カネ』？

（野呂伸一郎）

ARKNET

税理士法人アークネット

<http://www.arknet.info>

静岡事務所 〒420-0852 静岡市葵区紺屋町11-13

TEL 054-251-2121 FAX 054-251-2161

東京事務所 〒101-0047 東京都千代田区内神田2-7-13 山手ビル3号館8階

TEL 03-5289-8473 FAX 03-5289-8474

渋谷事務所 〒150-0042 東京都渋谷区宇田川町36-6 西村ビル3F

（西村会計事務所）

TEL 03-3461-2441 FAX 03-3461-9811